

広島県告示第千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

平成十九年十月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町永野字北前三四八八、五〇〇一の一四、五〇〇一の一六（次の図に示す部分に限る。）、五一四八の一から五一四八の三まで、五一六〇の二、五一六二の一、五一六四の一、五一六八の一、五一六八の二、五一六九の一、五一六九の二、五一九九、五二〇一の一、五二〇一の三、五二〇二、五二一四、五二一七の一、五二一七の二、五二一九、五二二一の二、五二二一の三、五二二二、五二二三の一、五二五一の一、五二五一の三、五二五四、五二五五、五七四二の二、字神竜五〇〇一の一・五〇〇三の一・五〇五七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇〇二の一、五〇〇二の二、五〇〇三の二から五〇〇三の四まで、五〇三〇、五〇三五、五〇三七の九、五〇三七の一三、五〇三八、五〇五六の一、五〇五六の三、五〇五七の二、五〇五七の三、五〇五八、字双子城五〇六一、五〇六二の二

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）